

京都市福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドライン



京 都 市
令和7年2月

- このガイドラインは、主に本市職員を対象とした、災害発生時における福祉避難所（高齢者、障害者関係）の開設、避難者の選定、受入調整等に関する事項をまとめたものです。

- 各章の内容は、次のとおりです。
 - 「第1章」福祉避難所の概要
 - 「第2章」開設、受入調整に向けた準備
 - 「第3章」移送対象者の選定・受入調整
 - 「第4章」広域の受入要請
 - 「第5章」通所施設利用者の対応
 - 「第6章」今後の取組

- 発災時には、ガイドラインの内容を基本に、福祉避難所の開設等について取り組むこととなります。

- 保健福祉局では、このガイドラインに基づき、机上訓練等を通じて実効性の検証を行い、適宜、見直しを行ってまいります。

- 各区役所・支所においては、災害発生時の福祉避難所開設等の窓口となることから、このガイドラインの内容を踏まえ、各班の体制や業務等についてあらかじめ整理する等、事前の備えをお願いします。

目 次

第1章 福祉避難所の概要	・ ・ ・ ・ 1
【参考1】福祉避難所開設、受入までのフロー図（全体像）	
【参考2】役割に応じた福祉避難所開設等のフロー図	
第2章 開設、受入調整に向けた準備（発災後～24時間（目安））	・ ・ ・ ・ 5
第3章 移送対象者の選定・受入調整	
1 基本的な考え方	・ ・ ・ ・ 7
2 一次選定	・ ・ ・ ・ 9
3 二次選定	・ ・ ・ ・ 15
第4章 広域の受入要請	
1 他区への要請	・ ・ ・ ・ 16
【参考4】広域の受入要請フロー図	
2 市域外への受入要請	・ ・ ・ ・ 17
第5章 通所施設利用者の対応	
1 基本的な考え方	・ ・ ・ ・ 18
2 実施手順について	・ ・ ・ ・ 19
第6章 今後の取組	
1 本市の取組	・ ・ ・ ・ 20
2 福祉避難所事前指定施設の取組	・ ・ ・ ・ 20
【参考5】本市の被害想定	・ ・ ・ ・ 21
<様式集>	・ ・ ・ ・ 22

第1章 福祉避難所の概要

1 福祉避難所とは

- ・ 高齢者や障害者等、避難生活において特に配慮を要する方が避難する場所
- ・ 避難した要配慮者に対して、避難中の相談又は助言、福祉的な支援を提供できる環境、設備が必要
- ・ このため、本市では、市内の高齢者福祉施設や障害者福祉施設等の社会福祉施設から理解を得て、福祉避難所として事前に指定

2 福祉避難所への避難対象者

高齢者や障害のある方等、日常生活において特別な配慮を要する方で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない方

＜一次選定^{*1}対象者＞ 要介護3以上、障害支援区分4以上の方

※1 身体状況等を鑑み、優先的に福祉避難所への避難を検討する

＜二次選定^{*2}対象者＞ 一次選定の要件には該当しないものの、被災したことにより体調を崩すなど、一般避難所での避難生活の継続が困難な方
(保健師等の健康調査等により対象者を把握)

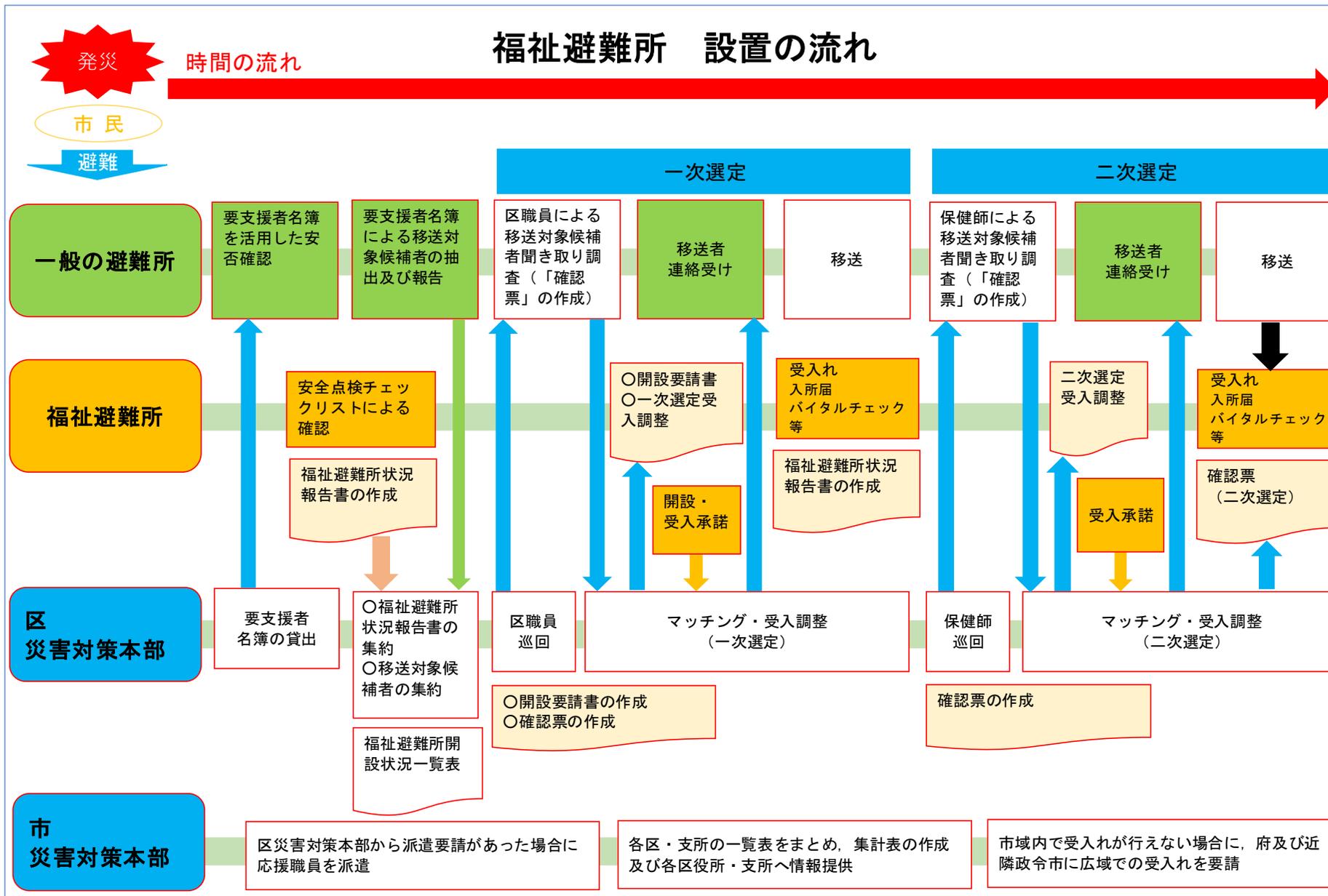
※2 一次選定終了後、速やかに実施

3 福祉避難所の設置に関する基本的な考え方

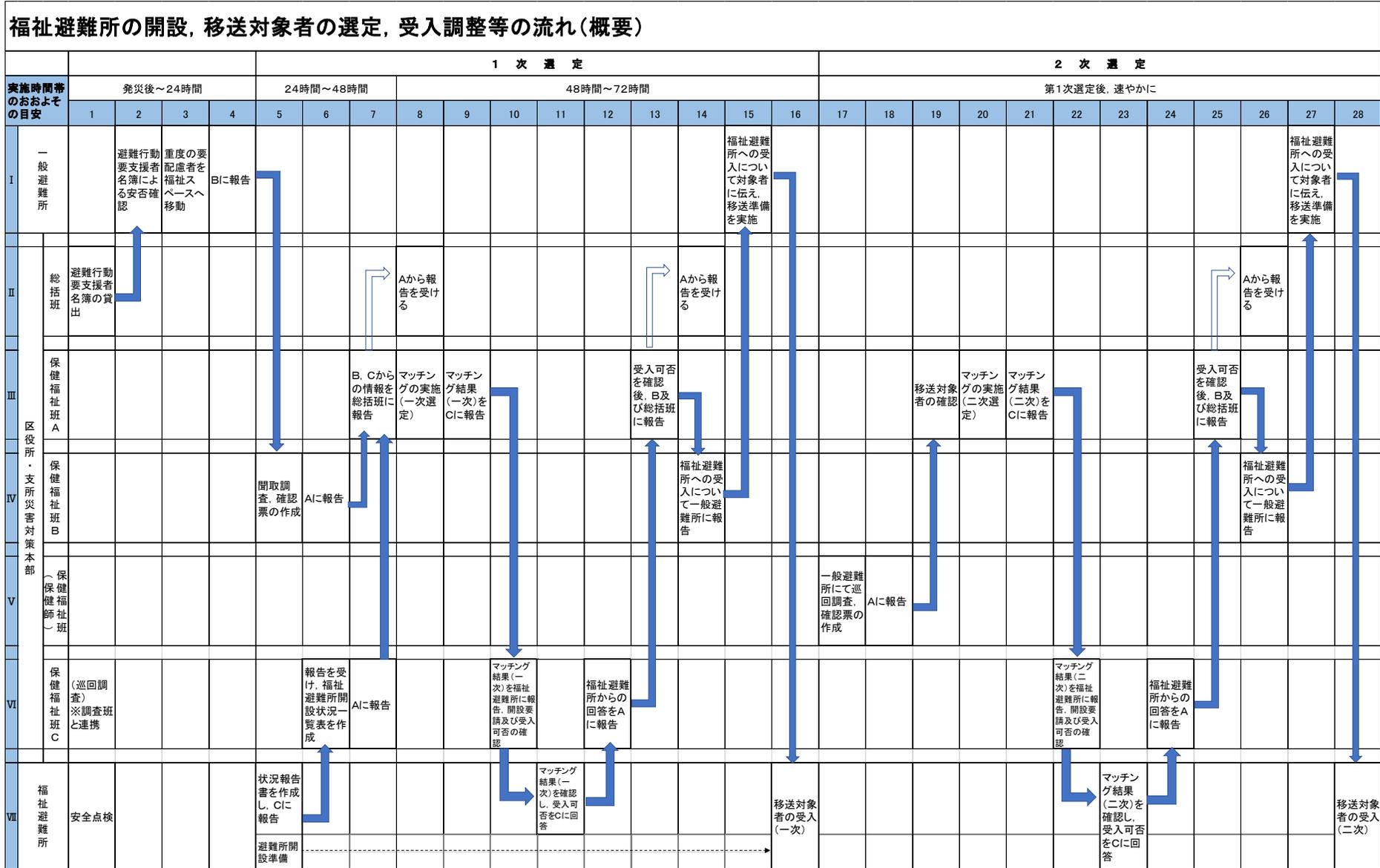
- ・ 福祉避難所は、発災後、施設の安全点検や人員体制の確保等の準備を速やかに行い、受入体制が整った施設から順次、区役所・支所災害対策本部と調整の上、対象者の受入を開始^{*3}することを基本としている。
 - ※3 おおよその目安として、発災から72時間までに、福祉避難所の開設、対象者の選定等を進め一般避難所から福祉避難所に移送することとしている。
- ・ 「災害救助法」及び「福祉避難所の指定に係る協定書」では、原則として発災日から7日以内としているが、災害の状況により延長する場合がある。
- ・ 本市では、災害発生の日から概ね3週目以降（安定期）に福祉避難所を撤収することを想定している。

【参考1】 福祉避難所開設、受入までのフロー図（全体像） 2ページ

【参考1】福祉避難所開設、受入までのフロー図（全体像）



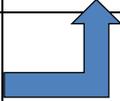
【参考2】役割に応じた福祉避難所開設等のフロー図



※発災時においては、速やかに福祉避難所の開設・受入が行えるよう、上記目安の時間軸にとらわれことなく業務に取り組む。

- 参考2は、「一般避難所運営協議会」、「区役所・支所災害対策本部」、「福祉避難所」の各機関において、福祉避難所の開設、移送対象者の選定、受入までの手順を表している。
- 次章から、フロー図を細分化し、それぞれの具体的な役割について記載する。
- フロー図中、区役所・支所災害対策本部保健福祉班は、A、B、C、保健師の4グループに分けている。
- それぞれの役割は、次のとおりであるので、班編成の参考とされたい。
 - 保健福祉班A：主な役割として、保健福祉班内の福祉避難所に係る情報の統括、区役所・支所災害対策本部総括班との連絡・調整、福祉避難所と移送対象者のマッチングを行う。
 - 保健福祉班B：一般避難所運営協議会との連絡・調整、一次選定における移送対象者の選定を行う。
 - 保健福祉班C：福祉避難所事前指定施設との連絡・調整、福祉避難所開設状況の取りまとめを行う。
 - 保健福祉班（保健師）：二次選定における移送対象候補者の選定を行う。

第2章 開設・受入調整に向けた準備

		発災後～24時間（目安）			
		1	2	3	4
慮者班 （救護・要配 一般避難所			避難行動要支援者名 簿による安否確認	重度の要配慮者を福 祉スペースに移動	保健福祉班Bに状況 報告
区役所・ 支所災害対策	総括班	避難行動要支援者 名簿の提供			
	保健福祉班 C	福祉避難所事前指 定施設の被害状況 の確認			
事前指 定施設	福祉避難所	建物、設備の安全 点検等（様式2）			

【区役所・支所災害対策本部（総括班）】

一般避難所運営協議会に対して、避難行動要支援者名簿を提供する。

（根拠）京都市避難行動要支援者名簿取扱要綱第8条
市長は、災害が発生し、又発生するおそれがある場合において避難所が開設されたときは、住民の共助による避難行動要支援者の安否の確認や避難の支援に活用できるよう、必要と認められる住民に名簿を提供することができる。

【福祉避難所事前指定施設】

「安全点検チェックリスト」（様式2）に基づき、建物、設備の被害状況について確認を行う。

【区役所・支所災害対策本部（保健福祉班C）】

通信手段が断絶するなど、施設と連絡が取れない場合には、必要に応じて巡回調査を行う（必要に応じて、区役所・支所災害対策本部調査班と連携する。）。収集した被害情報は、総括班と共有する。

具体的な手法（例）

- ・区役所・支所災害対策本部の職員が参集する途上で確認
- ・現地に出向き建物を写真等で撮影

また、施設の安全確認について専門的な知見が必要と考えられる場合は、区役所・支所災害対策本部（総括班）を通じ、都市計画部建築指導班に依頼する。

なお、施設の被害状況の把握に当たり、体制が不足する場合等においては、各区役所・支所災害対策本部は、保健福祉部要配慮者支援班に対して応援要員の派遣を要請する。要請を受けた要配慮者支援班は、当該区役所・支所災害対策本部に人員を派遣する。

【一般避難所運営協議会（救護・要配慮者班）】

- ① 区役所・支所災害対策本部総括班から提供を受けた避難行動要支援者名簿に記載している情報に基づき※¹避難所及び在宅の避難行動要支援者の安否確認を実施し、避難所の避難者のうち、重度の要配慮者（具体的には、重度の要配慮者（要介護3以上又は障害支援区分4以上））を把握する。
- ② 把握した重度の要配慮者は、必要に応じ、福祉スペース※²に移動させる。
- ③ 把握した重度の要配慮者は、福祉避難所への「移送対象候補者」として、区役所・支所災害対策本部（保健福祉班B）に報告する。

※1 避難行動要支援者名簿には、要介護又は要支援の区分、障害支援区分、身体障害者手帳の種類及び等級が記載されている。

※2 一般避難所の中で、要配慮者のために区画された部屋（教室や保健室等）のことであり、福祉避難所に避難するに至らないが、比較的介護度や障害支援区分が軽度な方や妊産婦など、集団生活が困難な要配慮者が避難する場所

第3章 移送対象者の選定・受入調整

1 基本的な考え方

本章から、具体的な移送対象者の選定に関する手順となる。基本的な考え方は、次のとおり。

- ・ 福祉避難所への移送対象者の選定手続については、長期間の一般避難所での避難生活による要配慮者の負担の軽減と、選定に携わる職員の実効性の確保といった観点を考慮する必要がある。
- ・ このため、平常時に要配慮者が評価を受けている要介護度判定及び障害支援区分判定の内容や、避難生活による心身の健康状態等を踏まえ、福祉避難所への避難の必要性が高い要配慮者を優先して選定する。
- ・ 以上から、選定については、
発災後から概ね72時間以内を目安として、優先度の高い要配慮者を選定する「一次選定」と、
一次選定後、速やかに行う「二次選定」
を基本とする（※）。

（※）基本的な考え方として、「一次選定」「二次選定」の区分を示しているが、実際の対応においては、要配慮者全体の避難状況や福祉避難所の開設可否状況等を勘案し、選定順序についても柔軟に対応する必要がある。

(1) 「一次選定」の手順概要（P9）

- ① 一般避難所運営協議会救護・要配慮者班による移送対象候補者の選定・報告
- ② 区役所・支所災害対策本部（保健福祉班B）による移送対象者の選定
- ③ 区役所・支所災害対策本部（保健福祉班A）による移送対象者と福祉避難所とのマッチング

(2) 「二次選定」の手順概要（P15）

- ① 区役所・支所災害対策本部（保健福祉班（保健師））による移送対象候補者の選定
- ② 区役所・支所災害対策本部（保健福祉班A）による移送対象者の選定及び福祉避難所とのマッチング

(3) 補足事項

- ・ 選定者の負担軽減及び客観性を確保する観点から、移送対象候補者の選定を行う者と、移送対象者の選定及びマッチングを行う者は分ける。
- ・ 移送対象候補者の選定を行う者は、「一次選定」と「二次選定」で実施する者が異なるので注意する。

- 一次選定… あらかじめ、一般避難所運営協議会（救護・要配慮班）が「避難行動要支援者名簿」に基づき把握した、重度の要配慮者（要介護3以上、障害支援区分4以上）を選定する。
- 二次選定… 重度の要配慮者以外で、要介護や障害等級を踏まえつつ、避難生活により体調不良等が生じている方を聞き取り等による調査を行い、対象者を選定する。

2 一次選定

一次選定①

		24時間～48時間（目安）		
		5	6	7
配慮者班 （救護・要 一般避難所）		状況報告		
区役所・支所災害対策本部	総括班			
	A 保健福祉班			保健福祉班B、Cからの情報を総括班に報告 (様式13) (様式14)
	B 保健福祉班	・一般避難所からの情報を集約(様式14) ・一般避難所を巡回し、重度の要配慮者に聞き取り調査を実施し、「確認票」(様式6)を作成	保健福祉班Aに避難者の状況を報告 (様式6、14)	
	C 保健福祉班		施設からの報告を受け、福祉避難所開設状況等一覧表(様式13)を作成	保健福祉班Aに開設状況を報告(様式13) ※同時に保健福祉部要配慮者支援班に報告
事前指定施設 福祉避難所	保健福祉班Cに施設の状況を報告(様式2、3)			開設準備

【区役所・支所災害対策本部（保健福祉班B）】

- 管内の各一般避難所運営協議会から報告を受けた区役所・支所災害対策本部（保健福祉班B）は、移送対象候補者の状況を集約する。
- 集約した情報を基に一般避難所の巡回等により、「福祉避難所入所に向けた確認票」（様式6）にあらかじめ記載されている項目以外の情報を移送対象者から聴取し、「確認票」（様式6）を作成する。

この際、福祉避難所への移送について、親族や介助者等の支援を受けられるか否かについても可能な範囲で確認し、「確認票」（様式6）の特記事項欄に補記する。

- ・ 作成した「確認票」(様式6)の情報を踏まえ、「福祉避難所移送対象者管理表」(様式14)を作成し、保健福祉班Aに報告する。

【福祉避難所事前指定施設】

「安全点検チェックリスト」(様式2)及び「状況報告書」(様式3)により、施設の被害状況等を区役所・支所災害対策本部(保健福祉班C)に報告する。

開設可能な施設は、開設に向けて準備を開始する。

福祉避難所開設後は原則として1日1回、施設から区役所・支所災害対策本部に「状況報告書」(様式3)により報告することとしている((様式3)注釈参照)。

【区役所・支所災害対策本部(保健福祉班C)】

福祉避難所事前指定施設から報告を受けた福祉避難所事前指定施設の状況を

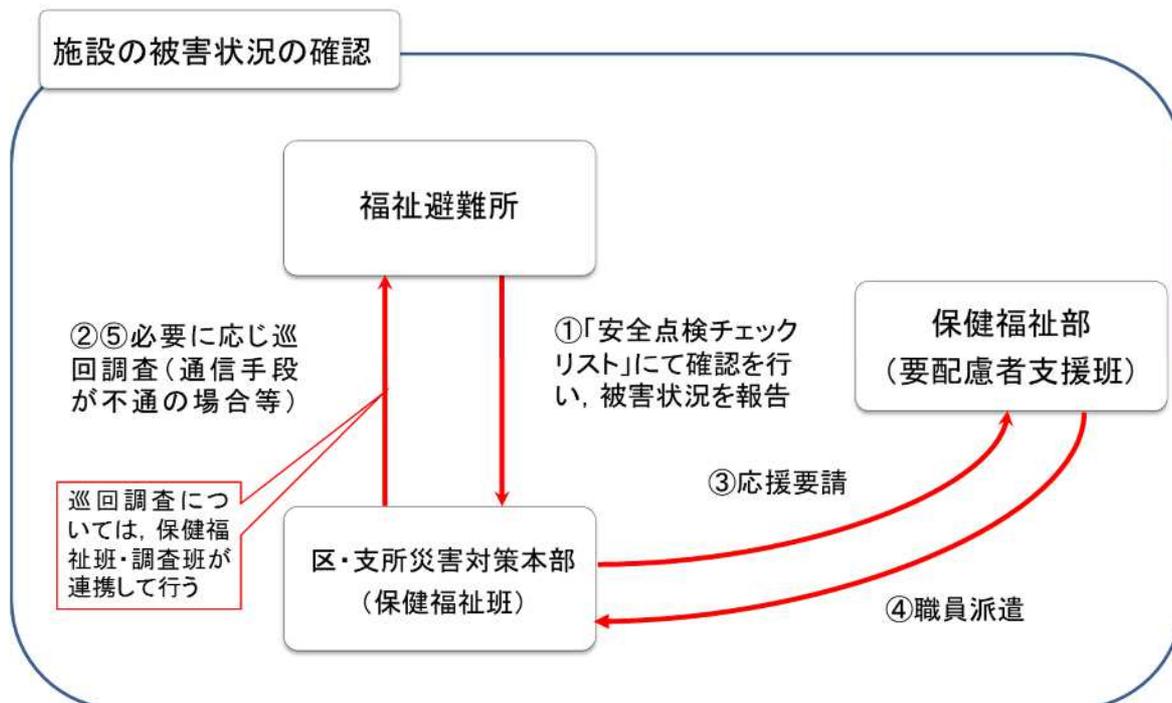
「福祉避難所開設状況等一覧表(高齢者施設・障害者施設)」(様式13)

にまとめ、保健福祉班Aに報告する。

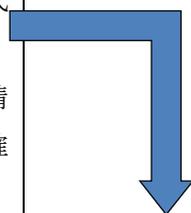
【区役所・支所災害対策本部(保健福祉班A)】

保健福祉班B及びCから報告を受けた内容を取りまとめ、区役所・支所災害対策本部総括班に報告する。

【参考3】施設の被害状況の確認フロー図



一次選定②

		48時間～72時間（目安）			
		8	9	10	11
区役所・支所災害対策本部	A 保健福祉班	移送対象者と開設可能な施設とのマッチングを実施	マッチング結果をCに報告（様式6）	 マッチング結果を踏まえ、各種様式（様式4、5、6）を作成し、開設要請及び受入可否を確認	
	C 保健福祉班				
	事前指定施設 福祉避難所				マッチング結果を確認し、受入可否等をCに返信（様式4、5）

【区役所・支所災害対策本部（保健福祉班A）】

- ・ 移送対象者と、開設可能な福祉避難所とのマッチングを行う。マッチングのポイントは次のとおり。
 - 1 移送対象者の特性（要介護や障害の程度等）に応じた施設とマッチングを行う。
 - 2 移送対象者が普段利用している施設が福祉避難所として開設可能な場合は、当該施設への移送を基本とする。
 この場合、当該施設が、移送対象者が避難する避難所と別の行政区に所在する場合は、広域の受入要請に準じて行う（16ページ「第4章 広域の受入要請」参照）。
 - 3 上記2以外の場合は、原則として、避難所から近い福祉避難所への移送を基本とする。
 - 4 通所施設利用中（日中）に発災した場合は、そのまま施設に避難（福祉避難所事前指定施設に限る）する（18ページ参照）。
 - 5 移送対象者が居住する行政区でのマッチングが困難な場合は、他の行政区に所在する施設とマッチングを行う（広域調整については、15ページ参照）
- ・ マッチングが終了したら、保健福祉班Cに報告する。

【区役所・支所災害対策本部（保健福祉班C）】

- ・ 保健福祉班Aからのマッチング報告を受け、次の様式を施設ごとに作成・準備する。
 - 「【福祉避難所】開設要請書」（様式4）
 - 「【福祉避難所】受入可否調査票」（様式5）
 - 「福祉避難所入所に向けた確認票」（様式6）
- ・ 上記3点の様式を、福祉避難所に送付し、受入を要請する（FAXを想定）。

【福祉避難所事前指定施設】

- ・ 保健福祉班Cから受理した各様式を確認し、受入可否を検討する。
- ・ 受入可能な場合は、
 - 「【福祉避難所】開設要請書」（様式4）に、開設要請及び運営を承諾する旨を、
 - 「【福祉避難所】受入可否調査票」（様式5）に、受入可能である旨を、を記載して、区役所・支所災害対策本部保健福祉班Cに返信する。
- ・ 受入不可の場合は、「【福祉避難所】受入可否調査票」（様式5）に、受入不可及びその理由を記載し、区役所・支所災害対策本部保健福祉班Cに返信する。

一次選定③

		48時間～72時間（目安）				
		12	13	14	15	16
者班 (救護・要配慮 一般避難所)					福祉避難所への移送について対象者に伝え、移送準備を実施（様式7）	
区役所・支所災害対策本部	総括班			Aからの報告を受ける		
	A 保健福祉班		受入可否を確認後、B及び総括班に報告（様式7、14）			
	B 保健福祉班			福祉避難所への移送について、一般避難所に報告（様式15、7）		
	C 保健福祉班	福祉避難所からの受入可否の返答をAに報告（様式4、5）				
事前指定施設 福祉避難所						・ 移送対象者の受入

【区役所・支所災害対策本部（保健福祉班C）】

福祉避難所からの受入可否の返答結果を、保健福祉班Aに報告する。報告に当たっては、福祉避難所から返送があった、

「【福祉避難所】開設要請書」（様式4）

「【福祉避難所】受入可否調査票」（様式5）

を保健福祉班Aに共有する。

【区役所・支所災害対策本部（保健福祉班A）】

- 保健福祉班Cからの報告を受け、
「【福祉避難所】移送先連絡票」（様式7）
を、移送対象者ごとに作成する。

- ・ 作成した「連絡票」(様式7)を保健福祉班Bに提供する。
- ・ 保健福祉班Cからの報告内容は、総括班にも共有する。
- ・ 「移送対象者管理表」(様式14)により、移送対象者の受入調整状況等を管理する。

【区役所・支所災害対策本部（保健福祉班B）】

- ・ 一般避難所ごとに、
「避難所運営協議会向け送付文」(様式15)
を作成する。
- ・ 作成した「送付文」(様式15)と、保健福祉班Aから提供があった「連絡票」(様式7)を、該当する一般避難所運営協議会救護・要配慮者班に送付し、移送先が決まったことを報告するとともに、避難対象者への対応を依頼する。

【一般避難所運営協議会（救護・要配慮者班）】

- ・ 移送対象者に対して、保健福祉班Bから提供があった、
「【福祉避難所】移送先連絡票」(様式7)
を交付する。

※ 移送は、移送対象者の家族や介助者等が行う。

なお、家族や介助者等による移送が困難な場合は、一般避難所運営協議会は、区役所・支所災害対策本部保健福祉班Bに連絡する。

参考：福祉避難所に対して移送支援を依頼する場合
一般避難所運営協議会から連絡を受けた保健福祉班Bは、保健福祉班Cに対してその旨を報告し、受入先の福祉避難所に対して移送支援を依頼するよう伝える。また、保健福祉班Bは、保健福祉班Aを通じて、区役所・支所災害対策本部総括班に報告する。

【福祉避難所事前指定施設】

移送対象者を受け付け、支援を開始する。移送対象者から受け取った「連絡票」(様式7)を区役所・支所災害対策本部に送付する。

※ 受入状況に係る区役所・支所災害対策本部との共有方法

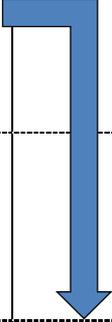
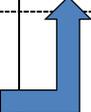
【区役所・支所災害対策本部（保健福祉班C）】

管轄内で福祉避難所として開設している施設から送付のあった「状況報告書」(様式3)をもとに、「福祉避難所開設状況等一覧表」(様式13)を作成し、保健福祉部要配慮者支援班に報告する。

【保健福祉部要配慮者支援班】

区役所・支所災害対策本部から送付のあった「一覧表」(様式13)をとりまとめ、「福祉避難所開設状況等集計表」(様式16)を作成するとともに、各区役所・支所災害対策本部保健福祉班にFAX等により情報提供する。

3 二次選定

		一次選定後、速やかに					
		17	18	19	20	21	22
区役所・支所災害対策本部	保健福祉班 A			移送対象者の確認	マッチングの実施	マッチング結果をCに報告（様式6）	
	保健福祉班 (保健師)	一般避難所の巡回調査、確認票の作成（様式6、14）	Aに報告（様式6、14）				
	保健福祉班 C						
	福祉避難所 事前指定施設						

【区役所支所災害対策本部（保健福祉班（保健師））】

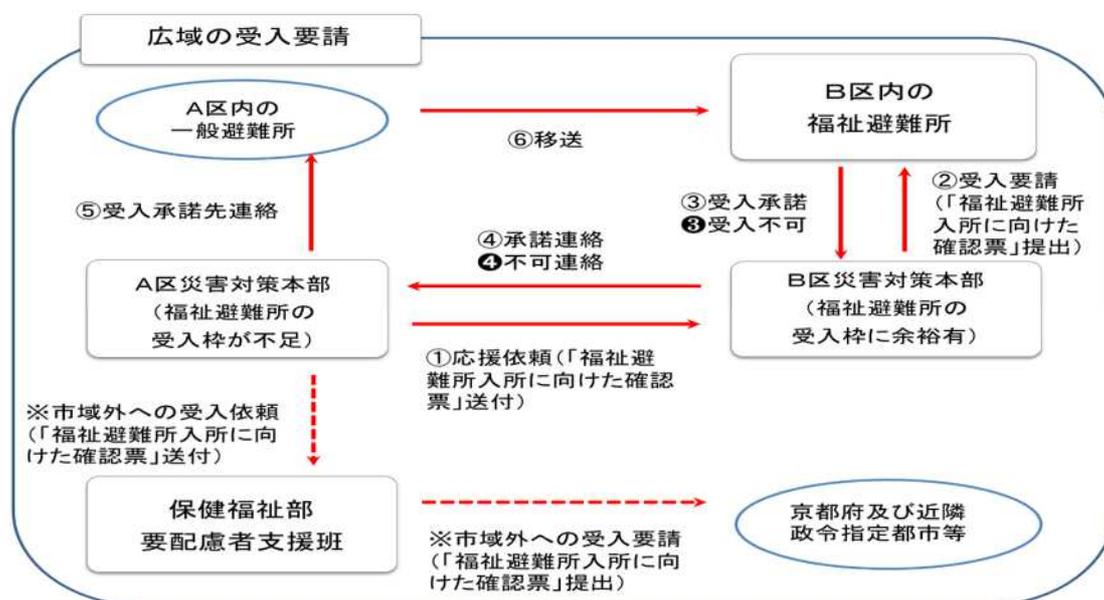
- 保健福祉班に属する保健師（保健師以外の資格職を含む）において、一般避難所の巡回等により、一次選定で移送対象者とならなかった要配慮者（比較的軽度の要配慮者：要介護度3未満、又は障害支援区分4未満の方）の健康調査等を行う。
- 上記の健康調査等による所見に基づき、体調不良等により一般避難所での生活が困難な者について、移送対象候補者として、
「福祉避難所入所に向けた確認票」（様式6）
を作成する。
- 作成した「確認票」（様式6）の情報を踏まえ、「福祉避難所移送対象者管理表」（様式14）を作成し、保健福祉班Aに報告する。

※ 二次選定に当たっては、「避難先選定フローチャート」（様式17）を参考にする。
また、健康調査等を行う保健師等の負担を考慮し、原則として、複数の保健師等により組織的に実施する。

以降の手順は、一次選定（11ページ～14ページ）と同様のため省略

第4章 広域の受入要請

【参考4】広域の受入要請フロー図



1 他区への要請

行政区内において移送先の確保が困難な場合は、以下の（ア）～（エ）の順に受入依頼及び調整を行う。

（ア）避難先の一般避難所から近隣の施設への要請

災害による道路や橋梁施設等の機能障害及び移送対象者の負担等を鑑み、移送対象者の特性に応じて、移送対象者が避難している一般避難所から、可能な限り近隣の福祉避難所へ受入要請することを基本とする。

（イ）カウンターパートナー^{※1}の行政区への依頼

大規模災害発生時に、複数の行政区から、移送対象候補者の受入調整に関する依頼が集中した場合、依頼を受けた行政区における業務の輻輳が予想されるため、カウンターパートナー及びグループ一覧の行政区に依頼することとする。

※1 福祉避難所移送対象者の受入調整において、相互に協力を行う相手方のこと

カウンターパートナー及びグループ一覧

Aグループ		Bグループ			Cグループ		
①北	②東山	③上京	④中京	⑤西京	⑥下京	⑦山科	
⑧左京	⑨深草	⑩南	⑪右京	⑫洛西	⑬伏見	⑭醍醐	

（※）①～⑭の同じアルファベット同士（例：北と左京）が、カウンターパートナーとなる。
 なお、カウンターパートナー及びグループについては、今後の福祉避難所の事前指定先の拡充状況や重度の要配慮者の居住実態に応じて、適時見直すものとする。

(ウ) 同グループ内の行政区への依頼

カウンターパートナーの行政区において、対象者の特性に応じた受入先を確保できない場合は、同グループ内に属する行政区のいずれかに依頼することを基本とする。同グループ内での調整時には、保健福祉部要配慮者支援班が作成する「福祉避難所開設状況集計表」(様式16)を参考に依頼する。

依頼を受けた行政区は、対象者の基準(要介護3以上、障害支援区分4以上)を踏まえ、可能な限り移送対象候補者の受入れを行うこととする。

(エ) グループ外の行政区への依頼

同グループ内の行政区で受入調整ができなかった場合は、グループ外の行政区に依頼する。

(参考) 花折断層地震による被害想定概要等

市街地のほとんどが震度6弱以上となり、平地部では全域震度5強以上になる。このうち、市街地の広範な地域で震度6強となり、左京区、東山区、北区、上京区、中京区、下京区、山科区の一部に震度7地域が出現する。

区を超えた受入調整に当たっては、国道1号等の被害により山科区との交通が遮断される可能性があること、鴨川の左右岸の交通容量が減少する可能性があることなどの橋梁・道路施設被害に留意する必要がある。

2 市域外への受入要請

市域内での受入要請を行ったうえで、なお受入施設に不足がある場合は、保健福祉部要配慮者支援班を通じて、京都府及び近隣の政令指定都市に広域での受入れを要請する。

【参考:保健福祉部要配慮者支援班の構成】

- ・ 班 長：介護ケア推進課長
- ・ 班長を代理する者：障害保健福祉推進室企画・社会参加推進課長
- ・ 班を構成する所属：介護ケア推進課、障害保健福祉推進室、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター

第5章 通所施設利用者の対応

1 基本的な考え方

(1) 通所施設を利用している移送対象候補者

学区及び行政区にかかわらず、通常利用されている施設（福祉避難所事前指定施設に限る。）に対し、受入調整を行うことを基本とする。

この場合、当該施設が、移送対象者が避難する避難所と別の行政区に所在する場合は、広域の受入要請に準じて行う（16ページ「第4章 広域の受入要請」参照）。

(2) 通所施設を利用していない移送対象候補者

移送対象候補者の特性に応じて、移送対象候補者が避難している一般避難所から、可能な限り近隣の入所施設（福祉避難所事前指定施設に限る。）に対し、受入調整を行うことを基本とする。

なお、通所施設利用の有無のほか、施設利用中（平日の昼間等）や在宅中（平日の夜間又は日曜・祝日等）に発災した場合など、発災時における移送対象候補者の状況や所在によって、所在確認及び報告、並びに受入調整の手順が異なるため、それぞれの実態に応じて、パターン別に避難手順を設定する。

2 実施手順について

下表のとおり

福祉避難所移送対象候補者の状況や所在に応じた所在確認及び報告、並びに受入調整等の手順一覧

通所施設 利用の有 無	所在	発災～			福祉避難所開設後～		
		条件1	避難先	所在確認及び報告の担当等	条件2	避難先	受入調整等の担当等
有 (利用者)	施設 利用中	施設が利用 できない場合	施設が所在する学区の 一般避難所 (福祉スペース)	施設が所在する学区の 一般避難所救護・要配慮者班 ↓ 一般避難所を管轄する区等の保健福祉班 ↓ 自宅が所在する区等の保健福祉班 ↓ 自宅が所在する学区の 一般避難所救護・要配慮者班	自宅が利用 できない場合	自宅が所在する区内の 福祉避難所 (入所施設)	利用中の施設を管轄する区等の保健福祉班 ↓ 自宅の所在する区等の保健福祉班
					自宅が利用 できる場合	自宅	家族又は施設等
		施設が利用 できる場合	施設滞在 (福祉避難所に移行)	施設が所在する区等の保健福祉班 ↑ 保健福祉部要配慮者支援班 ↓ 自宅が所在する区等の保健福祉班 ↓ 自宅が所在する学区の 一般避難所救護・要配慮者班	自宅が利用 できない場合	福祉避難所 (日頃利用している通所 施設等)	施設
					自宅が利用 できる場合	自宅	家族又は施設
	在宅中	自宅が利用 できない場合	施設が所在する学区の 一般避難所 (福祉スペース)	自宅が所在する学区の 一般避難所救護・要配慮者支援班 ↓ 自宅が所在する区等の保健福祉班	/	福祉避難所 (日頃利用している通所 施設等)	自宅が所在する区等の保健福祉班
		自宅が利用 できる場合	自宅		/	自宅	/
在宅中	自宅が利用 できない場合	自宅が所在する学区の 一般避難所 (福祉スペース)	/		自宅近辺に所在する 福祉避難所 (入所施設)	自宅が所在する区等の保健福祉班	
	自宅が利用 できる場合	自宅	/		自宅	/	

第6章 今後の取組

1 本市の取組

- (1) 行財政局防災危機管理室、保健福祉局、各区役所・支所は、本ガイドラインを踏まえ、適宜、所管する防災計画や業務継続計画等の改訂を行う。
また、京都市避難所運営マニュアル（平成24年10月策定）に基づき、すべての一般避難所の中に、十分な福祉スペースを設置するよう、保健福祉局と行財政局防災危機管理室が連携し、各区役所・支所を通じて各地域の避難所運営マニュアルの取組状況を随時確認するとともに、引き続き、福祉避難所の拡充に努める。
- (2) 保健福祉局施設所管課は、各施設における防災マニュアルの改訂又は策定に向けた支援を行う。
- (3) 保健福祉局は、引き続き、福祉避難所事前指定施設の拡充、福祉避難所事前指定施設の運営支援に取り組む。
また、災害時に福祉車両が不足する場合を想定し、施設への移送手段を確保するため、平常時から、福祉車両を有している関係団体等との協定の締結を検討する。
- (4) 令和6年度から福祉避難所への直接避難の仕組みを導入した。保健福祉局は、福祉避難所への直接避難が可能な施設の拡充に努める。

2 福祉避難所事前指定施設の取組

受入調整等ガイドライン及び運営ガイドラインの内容を踏まえ、速やかに各施設における防災マニュアルの改訂又は策定に向けた取組を進める。

なお、京都市災害時要配慮者支援対策推進会議に参画している関係各課については、関係団体との連携の下、今後も必要に応じて、受入調整等ガイドラインに基づく、机上訓練を実施するなど、受入調整等ガイドラインの実効性を高める取組を推進するものとする。

【参考5】本市の被害想定（第4次地震被害想定）

第3次地震被害想定の対象とした8断層に、殿田・神吉・越畑断層、亀岡断層を加えた10断層を対象とした10の内陸型地震と南海トラフ地震が第4次地震被害想定の対象となっている。そのうち、本市への影響が大きいと考えられる4つの断層及び南海トラフ地震は以下のとおり。福祉避難所については、最も広範囲かつ甚大な被害を及ぼすとされている花折断層による地震被害を想定し、防災対策を推進することとする。

想定地震	地震規模 (マグニチュード)	家屋被害(棟)		死者(人)	避難所への避難者数(人)
		全壊・焼失	半壊		
花折断層	7.5	121,000	111,000	4,100	165,000
桃山～鹿ヶ谷断層	6.6	40,000	65,000	1,300	61,000
檜原～水尾断層	6.6	18,000	41,000	600	30,000
殿田・神吉・越畑断層	7.2	23,000	77,000	700	37,000
南海トラフ地震	9.0	5,400	38,000	100	16,000

※全壊・焼失、死者及び避難所への避難者数については、最大数となる冬季の午後6時の数値

<様式集>

番号	内容	用途
1	備蓄物資の点検表	福祉避難所事前指定施設が、備蓄物資の管理に使用
2	安全点検チェックリスト	福祉避難所事前指定施設が、災害発生時において建物や設備等の安全点検を行う際に使用
3	状況報告書	福祉避難所事前指定施設が、区役所・支所災害対策本部に対して、避難者の受入可否等を報告する様式
4	開設要請書	区役所・支所災害対策本部が、福祉避難所事前指定施設に対して、福祉避難所の開設を要請する際に使用
5	受入可否調査票	区役所・支所災害対策本部が、福祉避難所事前指定施設に対して、移送対象者の受入可否を確認する際に使用
6	福祉避難所入所に向けた確認票	区役所・支所災害対策本部が作成し、移送対象者個々の状況を把握するために使用する様式
7	移送先連絡票	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所・支所災害対策本部が、移送対象者に対して、避難先となる福祉避難所を連絡する様式 ・移送対象者は、福祉避難所へ避難する際に持参し、福祉避難所職員に提出
8	人材支援依頼書	福祉避難所が、不足する人材（専門スタッフ又はボランティア）支援を依頼する際に使用
9	食料・飲料水手配依頼書	福祉避難所が、不足する食料・飲料水の手配を依頼する際に使用
10	物資・機器手配依頼書	福祉避難所が、不足する物資・機器の手配を依頼する際に使用
11	物資管理簿	福祉避難所が、避難所運営に使用した物資の受払を管理する際に使用
12	設置・運営等費用報告書	福祉避難所が、避難所運営に要した経費を報告する際に使用
13	開設状況等一覧表	区役所・支所災害対策本部が、管内の福祉避難所の開設状況等を管理・把握する際に使用
14	移送対象者管理表	区役所・支所災害対策本部が、管内の要配慮者の居所（福祉避難所への移送後も含む）を把握する際に使用
15	避難所運営協議会向け送付文	区役所・支所災害対策本部が、一般避難所運営協議会に対して、要配慮者の移送先（福祉避難所）が決まったこと等を連絡する際に使用
16	開設状況集計表	保健福祉部が、市内の福祉避難所開設状況を取りまとめ、各区役所・支所災害対策本部に共有する際に使用
17	避難先選定フローチャート	区役所・支所災害対策本部がトリアージを行う際の目安として使用

京都市福祉避難所移送対象者の選定方法
及び受入調整等に関するガイドライン

平成27年2月策定

令和7年2月改正

京都市保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課